

# これまでの検討会の 主な意見整理について

# 1. 第1回検討会の意見整理 〈名称等の基準、指導体制関係〉

## 主な意見(要旨)

### 施術所名称等の基準について

- ✓ 適切な「医療」又は「施術」を受ける機会を阻害されないようにすべき。
- ✓ 国民の安全性を確保することは重要。
- ✓ 広告可能事項の範囲についてどう考えるか。
- ✓ 柔道整復師である旨といった施術者であることを明記すべき。
- ✓ あはき及び柔整の施術範囲の明確化についてどう考えるか。
- ✓ 医療機関と紛らわしい名称問題について。

### 保健所等の指導権限の明確化等について

- ✓ 立入、検査等の権限の明確化が必要ではないか。
- ✓ 受領委任の取り扱いの中においても、保健所と厚生局が連携し指導を行えるよう検討すべき。
- ✓ 無資格者への対応方法について。
- ✓ 指導人員不足を解決する必要があるのではないか。

# 1. 第1回検討会の意見整理 〈ガイドライン関係、その他〉

## 主な意見(要旨)

### ガイドラインの作成について

- ✓ 国民を守るものであり、かつ、分かり易いガイドラインにするべき。
- ✓ 医療広告ガイドラインを参考にすべきではないか。
- ✓ 指導等の実効性を担保できるレベルのものにするべきではないか。
- ✓ ウェブサイトに対する検討を行うべき。
- ✓ 消極的弊害(適切な受療機会の喪失)が起こり得るような広告を規制の対象とする考え方でガイドラインを作成してはどうか。

### その他

- ✓ あはき及び柔整の施術範囲の明確化についてどう考えるか。
- ✓ 各業界団体の自己規律を活用できないか検討してはどうか。
- ✓ ネットパトロールについて検討すべきではないか。

## 2. 第2回検討会の意見整理 〈あはき師〉

### あはき師団体共通の主な意見(広告可能事項)

1. 料金の表示・・・保険外適用の料金に限る
2. 施術所の名称・・・特に「治療院」、「院」について
3. 経歴・・・特に専門性について、客観的事実のあるもの
4. 適応症及び疾患・・・療養費の対象となるもの

## 2. 第2回検討会の意見整理 〈あはき師〉

### その他あはき師の主な意見(広告可能事項、その他)

#### (公社)全日本鍼灸マッサージ師会

1. 施術所名・・・出張による業務である旨
2. 適応症と施術の内容・・・「肩こり」「腰痛」「関節痛」等、施術手技等
3. あはき以外の施術・・・人体に害を及ぼす恐れがあると考えられるあはき以外の施術等は広告可
4. インターネット上のホームページ等・・・国民に不利益を与えない内容であれば広告可

#### (社福)日本盲人会連合

1. 保険の取り扱いについて・・・医療保険(医師の同意書が必要である旨)
2. 生活保護指定施術所である旨
3. 労災保険・・・指定施術所である旨、労災保険適用の対象疾患名および症状名
4. あはき柔整師以外の医業類似行為・・・国民に対して、あはき師が国家資格であること、国家資格がなければできない行為であることを情報提供すべき

#### (公社)日本鍼灸師会

1. あはき柔整師以外の医業類似行為・・・国家資格を取得していることを広告可能とし、民間療法は国家資格を取得していないことを明記
2. インターネット上のホームページ等・・・広告と同等の水準(客観的事実)であるものは広告可

## 2. 第2回検討会の意見整理 〈柔整師〉

### 柔整師団体の主な意見(広告可能事項)

(公社)日本柔道整復師会

1. 適応症等・・・骨折、不全骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷(又は筋・腱の断裂)、日本伝統医療、運動器の負傷を治療するもの(「関節・筋肉の外傷、外傷に基づく痛み」)
2. 外国語による表記・・・柔道整復(師)、業務の種類等
3. 施術所の名称・・・「接骨院」のほか「整骨院」の表記
4. 施術日又は施術時間等・・・施術受付時間「診療時間」、休日「休診」、往療「往診」
5. 保険の取り扱いについて・・・保険関係の個別の種類を表示
6. 柔整師以外の業務・・・介護予防基準緩和型通所サービス事業所、機能訓練指導員
7. いわゆる自由診療に関すること
8. 開設者及び勤務する柔道整復師等の従業員の氏名、年齢、性別、役職、略歴
9. 国家資格の種類・資格取得年月日・免許番号
10. その他・・・待ち時間、最寄り駅から施術所までの所要時間、往療が可能な範囲、急患の受入れに関すること、ホームページの案内、メールアドレス、ファックス番号、地図、施術所の外観と駐車場の写真、駐車スペースに関すること、カード払いかなど治療費用の支払い方法、公益法人会員であること。

## 2. 第2回検討会の意見整理 〈柔整師〉

### 柔整師団体の主な意見(有資格者と無資格者の差別化)

(公社)日本柔道整復師会

#### 無資格者の広告については

1. 「国家資格なし」と表記を義務付ける
2. 「治療」「診」「療」「治」「院」という文言の使用を禁ずる
3. 柔整師法とあはき法の枠組みの中で規制をかける
4. 整体、骨盤矯正等の表記はもちろん身体に触れる、治す等の行為についての表記

### 柔整師団体の主な意見(その他)

(公社)日本柔道整復師会

- WEBサイト、インターネットの広告の規制について。
- 療養費の取り扱いの中で、違法広告について保健所の権限の強化。

### 3. 第3回検討会の意見整理 〈地方公共団体〉

#### 地方公共団体の主な意見

##### 奈良県橿原市

1. 奈良県からの指導権限委譲を受け、巡回指導等を実施。橿原市の療養費の適正化における療養費支払金額は減少傾向がみられた。
2. 多くのあはき柔整師は、現場に行き説明すると対応してもらえる。行政指導だけでは弱い部分があり、指導に従わない一部の施術所に対する処分の検討の必要あり。人によって判断基準が曖昧なので、**全国统一基準であるガイドライン**を策定すべき。団体とも連携して団体からの指導などの取り組みも大事。
3. 特に行政としては、皆さん方の税金でいかに健全に運用するかということを考えている。

##### 豊橋市保健所

1. 整体院に隠れた施術所や建物内で併設する施術所等がある。患者は、あはきや柔整の施術所とそれ以外の違いが分かりにくい。
2. 施術所の「名称独占」、施術所が広告しなければならない事項の規定、**広告できる事項の追加**(適応症、技能、施術方法、資格など)。**違反広告に対する施術所の処分規定**。広告できる事項の範囲の拡大(ポジティブリストの拡大)、**医療・介護に関する制度に基づくサービスや資格は広告可**、**適応症、効能・効果の範囲や表示方法についてガイドラインを整備してはどうか**。



# 3. 第3回検討会の意見整理 〈保険者〉

## 保険者の主な意見

### 健康保険組合連合会愛知連合会

#### ○ 他団体と連携(全国健康保険協会愛知支部、公益社団法人愛知県柔道整復師会)

違法広告に対する指導・要請活動を実施(施術所立ち入り権限のある自治体を訪問し、定期的な現地確認の実施(違法広告の取締り))、適正な広告事項について、施術所へ周知文書の発出を要請。

名古屋市内の施術所を対象に広告調査を実施。適正な広告を行っている施術所は6%。

#### ○ 現状の問題点

1. 開設時の問題・・・開設時の現地確認未実施。開設届け出との名称不一致でも営業可。不適切な施術所名でも受領委任の申し出が受理される。
2. 開設後の問題・・・施術所数が多く保健所による定期的な現地確認は人数不足により困難。保健所の是正指導に対し、改善がされない状況下でも営業が継続できる。
3. 罰則規定についての問題・・・手続きの要項・要領等の定めがなく、実効性に乏しい。

#### ○ 具体的対応案

1. 開設時の対応・・・開設届に広告記載事項を明記し、店頭写真を提出。保健所の開設時現地確認により判明した不適切な広告の是正指導後、改善状況が確認できるまでは開設届を受理しない。厚生局においても不適切な施術所名称での受領委任の申出書は受理をしない。
2. 開設後の対応・・・不適切な広告の是正指導後、改善されない場合は営業の停止等の措置を検討。保健所、厚生局が連携して指導・調査を行う仕組みの構築。保険者等からの情報提供があった場合、その後の調査状況を確認できる仕組みの構築。違法広告通報窓口を設置したうえで、ガイドライン等において患者等へ広く情報提供を行う。
3. 罰則規定の対応・・・ガイドラインにおいて、広告の違反事項を明確にする。その後、罰則規定の事務要領、要綱を策定し、実効性を持たせる。保健所が違法広告の指導状況等を厚生局へ情報提供することにより、受領委任の中止措置等も含めた罰則規定を検討する。

# 3. 第3回検討会の意見整理 〈保険者〉

## 保険者の主な意見

### 健康保険組合連合会

1. ガイドラインの策定に当たっては、現段階では現行法の範囲でガイドラインを策定すべき。ガイドラインに沿って行政指導や改善の措置を強化・徹底すべき。また、インターネットのガイドラインについても早急に検討すべき。
2. **施術が全て保険(療養費)の適用であるとの誤認を招く広告**…主な例としては、「医療保険取扱い」、各種保険取扱い、あるいは「医療保険療養費支給申請ができる」とのみ記載しているもの等である。
3. **医療・医療機関との誤認を招く広告**…「診療」あるいは「診察」「診」「治療」等々の文言を使用しているケース。医療法第3条においては、患者さんの誤認による弊害を防ぐということを主旨として、病院又は診療所でないものは、病院又は診療所に紛らわしい名称を付けるということが禁じられており、あはき法、あるいは柔整師法の記載の中では使用されておらず、「施術」という言葉で統一されている。
4. **保険適用外の施術の広告(肩こり、骨盤矯正、整体、カイロプラクティック、リラクゼーションマッサージ等)の施術表記**…保険適用外の施術に係る施術内容、適応症等の表記は認められない。まずは最低限、保険適用外の手技による医業類似行為について、定義、施術内容、適応症、安全対策等の指針を策定し国民に周知すべき。併せて無資格者の保険適用外施術に関する広告の規制も検討が必要。
5. その他
  - ・ 経歴等のうち、客観的、また正確性を確保できる技術というものであり、また、おかしな誘引性につながらないものであれば、これはガイドラインで整理。
  - ・ WEBについて、インターネット広告ガイドラインで確実に規制してから議論すべき(現状では問題が多い)。
  - ・ 施術所概要等について、客観的事実でさらなる誘因性につながらないものはガイドラインで検討すべき。